

働き方改革関連法の対応ポイント

～“若手社員が辞めない” 魅力的な職場や組織を作る方法～

2019年4月に施行された働き方改革関連法。中小企業でも労働時間の上限規制や年次有給休暇の時期指定義務、同一労働同一賃金関連の対応がスタートしていますが、2023年4月から中小企業でも月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になりました。本セミナーでは働き方改革関連法について復習をしながら具体的な取り組み内容の説明を交え、“若手社員が辞めない”魅力的な職場や組織を作る方法を分かりやすく解説致します。この機会に是非、ご参加ください。

講座内容

- 働き方改革の目的
- これまでの法改正のポイント確認
 - 有給休暇
 - 労働時間の上限規制
 - 同一労働同一賃金
 - 改正育児・介護休業法
- 令和5年法改正
 - 月60時間超の時間外労働割増賃金率改正
 - 法改正のポイント
 - 正しい割増賃金の計算法
- 若年労働者の離職防止対策など

講師

社会保険労務士・精神保健福祉士
RMCA-J (R) 上級リスクコンサルタント

あかざわ まさる
赤澤 将 氏

●講師プロフィール●

明治大学法学部卒業。明治大学大学院博士前期課程民事法学専攻（財産法）修了。学習塾講師をしながら、司法試験を受験。損害保険会社嘱託営業社員、損害保険法人代理店代表、経営コンサルティング会社執行役員を経て現職。中小企業を中心に、労務管理体系の構築から各種個別制度の設計まで労務管理全般にわたる診断・指導を手掛けるとともに、メンタルヘルス問題の予防・早期発見及び対処のための職場環境改善コンサルティングやセミナー・研修講師としても活動中。



日時

令和6年1月17日（水）13:30～15:30

会場

鹿屋商工会議所 会議室（鹿屋市新川町600番地）

定員

20名（先着順）

受講料

無料

申込方法

下記申込書にご記入後、FAX またはお電話にてお申込みください。

主催

鹿屋商工会議所 TEL : 0994-42-3135 / FAX : 0994-40-3015

FAX 0994-40-3015

※切り取らずに FAX してください。

事業所名	業種（ ）	電話番号	
所在地		従業員数	人 ※役員・パート・アルバイトを除く
受講者名①		受講者名②	

※ご記入頂きました情報は、当所からの各種連絡及び情報提供以外には利用いたしません。